

東京都公報

発行 東京都

目次

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分(二件)……………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)……………五
- 種苗生産事業者の登録……………(産業労働局農林水産部森林課)……………八
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………八
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………八
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有す

る者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………八

公告

- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………九
- 河川整備計画の公表(二件)……………(建設局河川部計画課)……………九
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知……………(東京都収用委員会)……………九

告示

●東京都告示第二十八号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき北品川五丁目第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
 令和元年五月十六日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
北品川五丁目第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十一年三月二十四日から令和二年九月三十日まで
- 三 施行地区

品川区北品川五丁目地内
 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
 品川区北品川五丁目四番十四号
 平成二十一年三月二十四日
 五 事業計画の変更の認可の年月日
 平成三十一年四月二十五日

東京都告示第二十九号

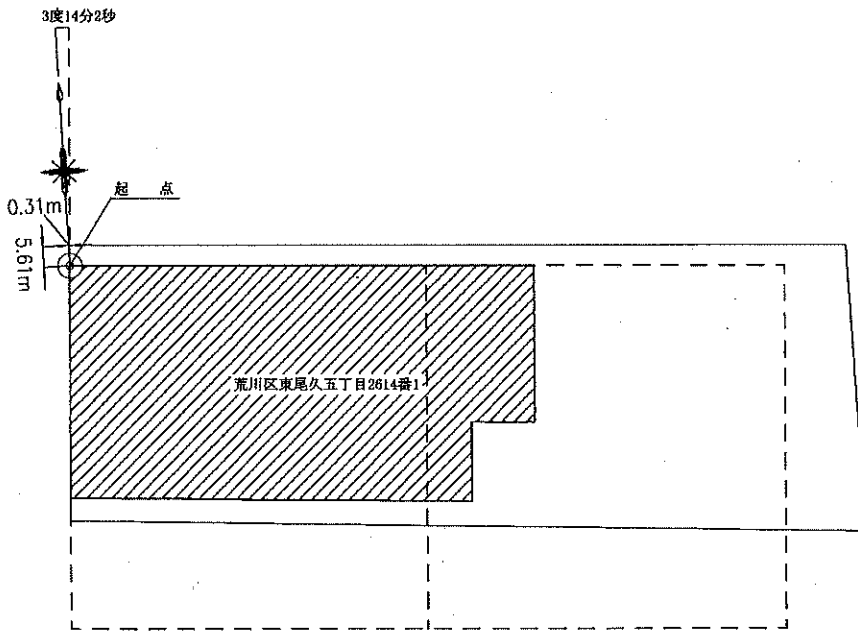
●東京都告示第二十九号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
 令和元年五月十六日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番 認定年月日
 目黒区東山二丁目千五十八番二十五、平成三十一年四月十六日
 同番二十六及び同番三十八
- 二 認定計画書の縦覧場所
 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

東京都告示第三十号

●東京都告示第三十号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
 令和元年五月十六日

別 図



【凡例】

- - - : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、荒川区東尾久五丁目2614番1の最北端から西へ0.31m、さらに南へ5.61mの地点とする。

【格子の回転角度(3度14分2秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十五号

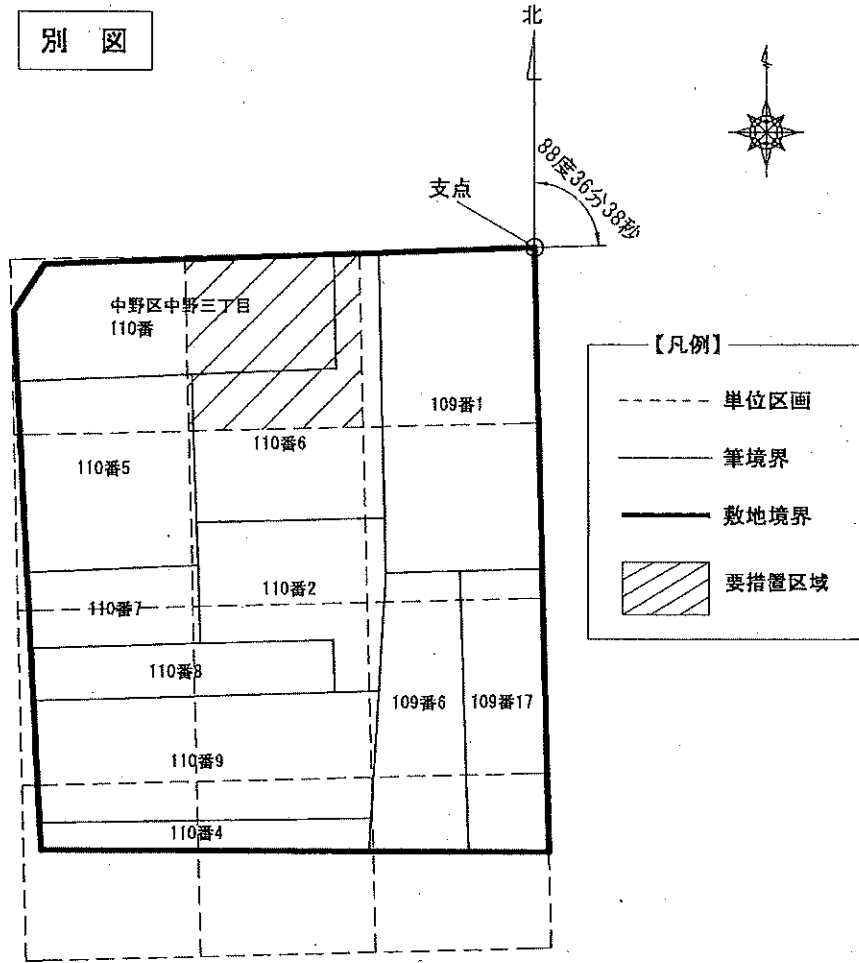
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(中野区中野三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【支点】

支点は、中野区中野三丁目109番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (88度36分38秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成三十年東京都告示第八百二十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区桐ヶ丘二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去